# 規　則

**○国家公安委員会規則第一号**

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十二日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （ホテル等内適合営業所の基準）<br>**第七十六条**　法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。<br>一　営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて旅館・ホテル営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。<br>［二～四　略］<br>五　営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。 | （ホテル等内適合営業所の基準）<br>**第七十六条**　［同上］<br>一　営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。<br>［二～四　同上］<br>五　営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この規則は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。